

社会福祉法人きぼう会 行動計画

次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和6年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上または、1歳以上の子に対する看護休暇を1人以上取得する。

女性職員・・・取得率を75%以上にする。

<対策>

- 令和4年 7月～ 男性も育児休業及び子の看護休暇を取得できることを周知する
- 令和4年 9月～ 育児休業の取得希望者に制度の詳細説明を行う

目標2：子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活（ライフワークバランス）の両立等を支援するための雇用環境の整備

- ① 全職員の年次有給休暇の取得率を30%以上とする
- ② 導入済みの子の看護有給休暇制度を年1回以上周知する
- ③ 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施及び相談体制を整備する

<対策>

- 令和4年 7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
育児休業等に関する相談窓口担当者を選任する。
- 令和4年 9月～ 有給休暇の利用促進、育児休業・産後パパ育休、子の看護有給
度について職長及び職員に研修を実施する

目標3：不妊治療を受ける職員に対する休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和4年 7月～ 休暇制度を検討する
- 令和5年 1月～ 休暇制度に関する職員への周知
- 令和5年 4月～ 休暇制度の運用を開始する